

告 示

埼玉県選管告示第五十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

平成二十七年八月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病 院	医療法人良仁会 桜ヶ丘病院	埼玉県深谷市大字上野台四七七番地